



こころの鈴 ニュース

みなさん こんにちは

子どもの権利相談室『こころの鈴』です。

そうなんって、ぼくもしていいの？



はい。高校生までの ^{こども}のみなさんと
保護者のおとうさん、おかあさんや、子どもを ^{ちいき}みまもる地域のみなさんの
相談も受けています。

ちよときになることがあるの。
きいてもらえる？



はい。
こまっている時、うれしい時、なんとなく ^あはなしたい時
おでんわでもメールでも、それから ^あ会っておはなしもできます。
平日のほかに ^ど休 ^び日 ^も ^そう ^だん ^いん ^が ^より ^も ^そう ^だん ^でき ^る ^よう ^に ^なり ^まし ^た。

どんなひとが
きいてくれるの??



^{はる}春から ^そう ^だん ^いん ^に ^なったので ^しめ ^がい ^するね



こどものころは ^がん ^がく ^に ^しが ^うから ^かえ ^ると、^あく ^に
そとに ^あそ ^びに ^いい ^て、^まく ^ろに ^なっ ^て
くらくなるまで ^あそ ^んで ^いた ^よ。

『どんなときもわたしたちがいるよ。
わあれないでね。』



こどものころは、^いし ^り、^おて ^だま ^した ^い
じ ^てん ^しや ^で ^かけ ^まわ ^って ^いた ^よ。
『赤毛のアニ』『シヤロックホームズの年が
可きだったよ。』

『みんななんでも相談してね』



こどものころは、^けい ^どろ (し ^って ^るか ^な?) ^で
あ ^そん ^だり、^ドッ ^チボ ^ール ^が ^だい ^り ^まだ ^った ^よ。
まい ^にち、^いろ ^ろな ^こん ^どに ^で ^かけ ^た ^よ。

『うれしいことやたのしいことも ^あは ^なして ^ね』



こどものころは、^きの ^ぼり ^が
だ ^い ^り ^まだ ^った ^よ。

『なまえを ^いわ ^なく ^て ^も ^いい ^よ。
ひみつも ^まも ^る ^から ^あん ^し ^に ^ね』

子どもの権利侵害に対して、子どもの気持ちを中心に、救済や回復を支援します。
必要があるときは、権利擁護委員のおふたりが、関係者と調整などを行います。



ひらばやし ゆうこ
平林 優子 (信州大学教授)



きたがわ かずひこ
北川 和彦 (弁護士)

うらも
みづけ

「松本市子どもの権利に関する条例」について

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年3月に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定して取り組んでいます。

条例の中にある、松本市が目指す「まち」の姿は次の6つです。

- ◆ どの子どももいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- ◆ どの子どもも愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- ◆ どの子どもも松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- ◆ どの子どもも地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- ◆ どの子どもも自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- ◆ どの子どももいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利相談室 **こころの鈴** は上記の条例第15条により開設しています。

☆受付時間 月～木・土 午後1時～6時、金 午後1時～8時

☆場所 松本市役所大手事務所2階（松本市大手3-8-13）

☆電話で相談（無料だよ）0120-200-195

☆メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp

